

# 委託業務特記仕様書（令和4年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

## （ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### **(業務スケジュール管理表)**

- 第6条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

#### **(Web会議【発注者指定型】)**

- 第7条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **(重点調査)**

- 第8条** 重点調査とは、設計金額が2000万円以上の土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において、落札価格（入札書記載金額に1.10を乗じ一円未満の端数を切り捨てた額。）が、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）に10分の6を乗じた額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）を下回る業務に対し、成果品の品質確保を目的に、重点的に行う確認及び聞き取り調査のことをいう。
- 2 重点調査対象となった業務（以下「重点調査業務」という。）について、受注者は、その業務価格の積算根拠等について記載した「重点調査回答書（別記様式「業務計画書」を含む。）」（様式第1号）を作成し、契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出しなければならない。
  - 3 受注者は、前項に規定する書類について監督員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。
  - 4 重点調査業務の受注者は、業務計画書に業務体制について直接的に関わる担当者（作業員を含む。）まで記載するものとする。
  - 5 重点調査業務の受注者は、業務を履行するにあたり、業務履行中の全ての協議及び立会時には、管理技術者が出席（臨場）し、説明又は協議をしなければならない。ただし、着手時打合せ及び業務完了時の成果品の受け渡しにおいては、管理技術者及び照査技術者が出席しなければならない。

#### **(本業務の特記仕様事項)**

- 第9条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。
- （本業務における特記仕様事項を記載）

## 重点調査回答書

委託業務名	
委託業務箇所	
落札価格	千円(税込み)
受注者名	
回答者名	印

回 答

1 入札価格の積算根拠	
(1) 業務委託積算内訳書	(別紙可)
<ul style="list-style-type: none"><li>・作業人工数と技術者単価（技術者数及びその拘束日数等）</li><li>・一般管理費の内訳（事務用品費，通信交通費，福利厚生費，雑費等）</li><li>・技術経費の内訳（技術者の技術力保持等のために必要な経費）</li><li>・外注経費の内訳（具体的な見積書等）</li><li>・使用機材の内訳</li><li>・その他の内訳</li></ul>	
(2) 低価格の理由・根拠	
(3) 利益見通し	

2 業務計画の内容	
<p>(1) 管理技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理技術者が保有する資格・経歴</li> <li>・管理技術者の手持ち業務数</li> </ul> <p>(2) 照査技術者（設計業務の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・照査技術者が保有する資格・経歴</li> <li>・照査技術者の手持ち業務数</li> </ul> <p>.</p> <p>(3) 業務計画書（委託契約書第3条参照 別記様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント</li> <li>・概略の業務工程（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等）</li> <li>・概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等）</li> <li>・業務体制（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図）</li> <li>・想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等）</li> <li>・業務に使用する主な図書及び基準等</li> </ul> <p>(4) 再委託等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託内容・再委託予定業者・受託者との関係</li> <li>・調達資材・調達予定業者・受託者との関係</li> </ul> <p>(5) 本業務の履行に必要な主な機材調達等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達（手持ち）機材の有無</li> </ul>	<p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p>
3 業務受注状況等	
<p>(1) 現在の受注状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県発注業務の受注件数</li> <li>・国・市町村・その他機関発注の受注総件数</li> </ul> <p>(2) 全受注件数のうち本業務と同種の受注件数</p> <p>(3) 保有技術者数</p>	<p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p> <p>(別紙可)</p>

以上相違ありません。

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者名

印

別記様式

# 業 務 計 画 書

1. 当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント

## (1) 業務の目的

・業務の意図及び目的を簡潔に記載する。
---------------------

## (2) 業務項目

- ・仕様書の内容，業務の細目を明確にする。

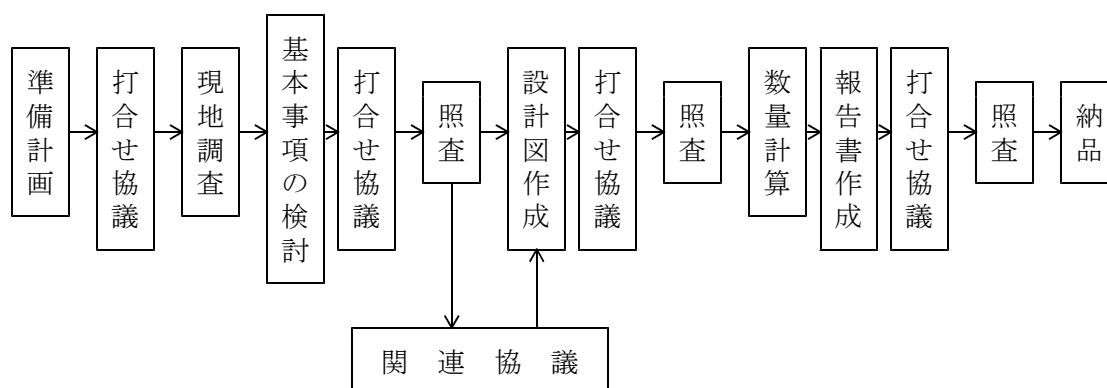
### <記載例>

工 種	種 別	細 別	規格	単位	数 量	摘 要

## (3) 実施方法

- ・作業計画（業務の流れ）を簡潔に記載する。

### <記載例>



(4) 想定される問題点，制約条件等

・ 想定される問題点や制約条件等について記載する。
---------------------------

(5) 必要となる検討事項，検討内容等

・ 必要となる検討事項，検討内容を総合的にとりまとめて記載する。
----------------------------------

2. 概略の業務工程

- ・ 業務工程表を項目ごとにバーチャート等で示す（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等も記入すること）。

<記載例>

工程 工種	〇〇月		〇〇月		技術者計	
	10	20	10	20		
準備・計画						
現地調査						
〇〇概略検討						
路線選定						
照査						
打合せ協議						
関連協議						
管理技術者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
照査技術者			〇〇	〇〇		〇〇
技師 A	〇〇		〇〇	〇〇		〇〇
技師 B	〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇〇
技師 C		〇〇		〇〇		〇〇
計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

※技術者の配置日数（時間）を記入すること。

3. 概略の照査計画（照査を行う業務の節目、時期、内容等：コンサルタント業務のみ）

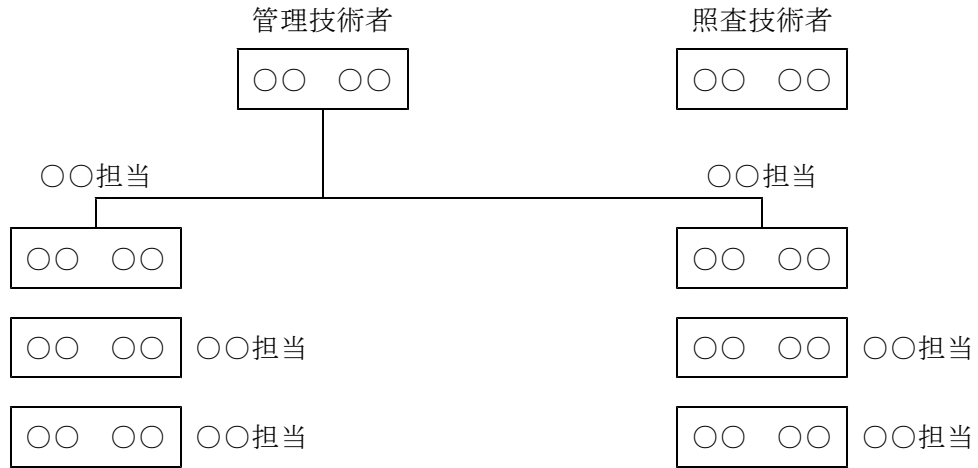
- ・照査の時期や照査事項について簡潔にコメントする。

4. 業務体制

（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図）

- ・管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図を作成する。

<記載例>



5. 想定される成果品（図面の種類、報告書の内容等）

- ・仕様書等に基づき、成果品の内容、部数等を記載する。

6. 業務に使用する主な図書及び基準等

- ・当業務に使用する図書及び基準等について、法令、指針等必要と考えられるものを記載する。

# R4徳土 堂ノ浦海岸 鳴・瀬戸堂浦 水門詳細設計業務 特記仕様事項

## 第1章 目的

本業務は、鳴門市瀬戸町堂浦地先における堂の浦水門について、概略設計によって選定された水門形式に対して詳細設計を行うことを目的とする。

## 第2章 水門構造諸元

堂の浦水門

- 水門断面 : 幅 4.0m×高さ 4.0m
- 水門本体長 : 約 11m
- 基礎形式 : 杭基礎
- ゲート形式 : ローラゲート

なお、水門位置・断面、基礎形式、ゲート形式について、設計により変更が生じた場合は変更の対象とする。

## 第3章 業務内容

### 3.1 水門詳細設計

#### 3.1.1 設計計画

業務の目的・主旨を把握したうえで、既存資料の収集及び整理を行うとともに、業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

また、既往の設計、調査業務成果、及び関連資料等、業務の遂行に必要な資料を収集し取りまとめるものとする。

#### 3.1.2 現地踏査

貸与資料等を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況・河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理する。

#### 3.1.3 基本事項の決定

貸与資料、設計図書及び指示事項に基づき、以下の基本条件等を決定する。

また、ゲート天端高や防潮堤天端高について、必要な高さの再整理を行う。

- 配置計画（位置及び施設配置等）
- 水門断面（断面及び敷高等）
- 基本構造諸元（基礎形式、主要寸法、ゲート形式等）
- 操作室形式（構造形式及び主要寸法等）

#### 3.1.4 設計条件の設定

##### (1) 設計条件の設定

水門各部の詳細構造諸元を決定するための地盤定数、設計水位、載荷重等の条件項目と、その基準値を設定する。

##### (2) 設計荷重条件の設定

水門の構造各部に併用させる設計荷重項目を整理し、構造部材ごとに作用すべき荷重を整理する。



### (3) 自然・地盤条件の設定

塩害等の耐候性条件及び地盤の支持層、中間層の位置、強度条件、あるいは地下水条件等の特殊要件を設計条件としてとりまとめる。

### (4) 施工条件の設定

工事期間、仮設道路、仮締切り、施工空間環境等について整理し、とりまとめる。

## 3.1.5 基礎工の設計

設計条件の設定に基づき、基礎地盤条件、荷重条件、反力度計算を行い、基礎工の詳細仕様を定め詳細図を作成する。

本水門では、杭基礎を想定しているため、杭種、杭径の比較検討及び基礎杭の配置計画を行い、詳細図を作成する。

## 3.1.6 本体工の設計

本体工の設計対象は、本体工（門柱・堰柱・床版）、水叩き工・護床工及び遮水工とする。

### (1) 門柱・堰柱・床版

設計条件の設定に基づき、門柱、堰柱および床版の安定計算、構造計算（応力計算、断面計算）を行い、構造図、配筋図等の詳細図を作成する。

### (2) 水叩き工・護床工

水叩き工・護床工については設計条件の設定に基づき、流速、河床材料、河道形状、河床勾配、揚圧力等を総合判断し、水理計算を行い、事例等も考慮して構造図、配筋図等の詳細図を作成する。

### (3) 遮水工

遮水工については、設置箇所を確認し、必要根入れ長の決定及び使用材料の選定を行い、詳細図を作成する。

## 3.1.7 操作制御設備等の設計

関連設備（開閉機、操作盤、照明）の寸法、配置を決定して土木構造上必要な諸元を明らかにし、構造詳細図を作成する。

## 3.1.8 ゲート工の検討

### (1) ゲート扉体

ゲート形式の基本形状寸法を確定し、ゲート荷重を決定して、戸当り部の寸法形状の詳細を決定するものとする。また、ゲート扉体構造を参考図としてとりまとめる。

### (2) ゲート開閉機設備

開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し、標準図としてとりまとめる。また、その他開閉機に関する機械備品及び戸当り金物等は、標準図としてとりまとめる。

## 3.1.9 管理橋の設計

水門の管理用や維持管理を目的とし、設計荷重に対して安全な構造となるよう設計する。また構造詳細図を作成する。

### 3.1.10 付帯工の設計

#### (1) 護岸工・取付擁壁

護岸工（防潮堤）、取付擁壁を施工する範囲を決定し、安定計算、構造計算（応力計算、断面計算）を行い、構造図配筋図等を作成する。

#### (2) 土工

掘削、盛土及び埋戻し等の土工図を作成する。

### 3.1.11 施工計画

当該工事で必要となる堤防開削等及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定する。その内容は以下に示すものとし、施工計画図を作成する。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法とする。

1. 施工条件
2. 施工方法
3. 仮設計画
4. 工程計画
5. 動態観測の方法（計測が必要な場合）
6. 工事機械、仮設備とその配置
7. 環境保全対策
8. 安全対策

### 3.1.12 仮設工法設計

施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工所用道路および山留め工）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、安定計算、構造計算などにより決定し、仮設計画を策定し、仮設計画図を作成する。

### 3.1.13 耐震性能照査

「河川構造物の耐震性能照査指針・解説-IV.水門・樋門及び堰編-令和2年6月」に基づき、対象構造物について耐震性能照査を実施する。

本業務における耐震性能照査対象箇所は、門柱、堰柱、床版、基礎（杭）及びゲートを想定している。

照査手法は静的解析を用いて照査するが、水門の構造により、地震時に1次振動モードが卓越しない場合や塑性化する部位が明確でない場合には、動的解析を用いて照査する。

照査に用いる震度は、中央防災会議の設定地震動等を勘案の上決定する。

静的（動的解析）を用いたレベル2地震動では、求められる耐震性能に応じた設計を行うものとする。

なお、照査手法の変更が生じた場合は変更の対象とする。

#### (1) 照査条件の整理

耐震性能照査の実施にあたり必要となる照査基準を設定する。また、検討対象の地盤条件の整理を行うほか、液状化判定や設計外力の算定を行う。

## (2) レベル 2 地震動に対する照査

レベル 2 地震動に対する固有周期を算出し、設計水平震度を設定する。水門各部をモデル化し、設計外力を作用させ、地震後における水門の要求性能（耐震性能 2）に対する照査を行う。

レベル 2 地震動に対する照査は、地震時保有水平耐力が作用する慣性力を下回らないものとする。また、残留変位量が要求性能（耐震性能 2）で規定されるゲートの機能を満たすものとする。

ゲートにおいても同様に、地震後における要求性能（耐震性能 2）で照査する。

## (3) 照査結果の整理

レベル 2 地震動に対する耐震性能照査の結果を抽出、整理し、耐震設計の基礎資料とする。

### 3.1.14 数量計算

作成した各設計図を基に、数量算出要領に基づき工種ごとに数量を算出し、とりまとめる。

### 3.1.15 照査

照査技術者は、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出する。

1. 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基本情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形・地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
2. 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。
3. 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。
4. 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。

### 3.1.16 報告書作成

設計業務の成果として、設計計算書、設計図面、数量計算書等を取りまとめ、成果報告書を作成する。

## 第4章 打合せ協議

本業務の打合せ協議は原則として、次の時点で実施する。

ただし、必要に応じて電話等により発注者の意図が反映できるよう配慮するものとする。

- (a) 業務着手時
- (b) 中間打合せ（3回）
- (c) 成果品納入時

## 第5章 成果品

本業務の成果品として、次の報告書等を作成するものとする。

- ・報告書（A 4 版印刷物）・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ・報告書概要版（A 4 版印刷物）・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ・電子データ（上記一式，CD-R 等の電子媒体）・・・・ 2 部（正副）

ただし、報告書の説明等に必要な場合に概要版を A 3 版で納めることを妨げない。